

「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」の改定

国土交通省 港湾局 技術企画課

1. 背景

一般的な陸上工事とは異なる特殊な条件下にある港湾工事においては、気象・海象等の自然の影響による現状不一致が生じやすいほか、対外調整による変更など、予見できない事態が発生することが少なくない。これらにより生じる設計変更については、受注者の責によるものではないことから適切に契約変更を行う必要がある。

このため、契約変更事務の双務性の確保や迅速性及び透明性の向上等を目的に、港湾工事における契約変更事務手続きの指針として、「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を平成22年2月に策定し、以降、事例の追加などを行い内容の充実を図ってきた。

令和元年6月、工期の適正化や現場の処遇改善等の働き方改革の推進、技術者に対する規制の合理化やICT活用等による生産性向上、災害時の緊急対応の強化や持続可能な事業環境の確保といった観点から、いわゆる「新・担い手3法」として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」が改正された。このうち「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において

は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他必要があると認められる場合には、適切に設計変更を行う必要がある旨が規定された。

また、令和6年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、適正な工期設定を通じて港湾建設業の働き方改革を推進するため、令和3年7月に「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」（以下、「工期設定ガイドライン」という）が策定された。工期設定ガイドラインにおいても、受発注者間協議により、必要があると認められる場合は、適切に設計変更を行うことで所要の休日が確保できるよう配慮することが定められたところである。

前述のとおり、これまで以上に受発注者間協議の重要性が高まっていることから、当該ガイドラインについても実効性の向上を図るため、「港湾・空港工事のあり方検討会」*においてガイドラインの改定の必要性と内容を諮り、令和4年3月にガイドラインの改定を行った。

*港湾・空港工事における働き方改革、担い手の育成・確保、生産性の向上を推進する方策の検討を目的として設置されたもの

2. ガイドラインの課題と対応

ガイドラインの改定は、従前のガイドラインにおける課題を整理し、次のとおり改定ポイントを明確にして検討を進めた。

(1) 契約変更に係る環境の変化への対応

⇒品質確保調整会議^{*}での協議事項を尊重

課題：

- ・受発注者間の協議や、適正な工期設定確保の重要性の高まりを踏まえた内容とする。

対応：

- ・契約変更にあたっては、さまざまな局面において実施される品質確保調整会議において十分な協議を行うこと、協議が調った事項については確実に契約変更に結びつけることを明記。

^{*}円滑な工事の実施及び品質の確保を図ることを目的に、受発注者双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整・決定等を行う場として設けるもの

(2) 協議に向けた受発注者間での認識の共有

⇒事例を踏まえた設計変更のポイントを整理

課題：

- ・過去の契約変更協議において、特に契約変更に至らなかった事案について、受発注者間での認識に相違がみられることがある。
- ・特殊な現場などにおいては、設計変更柔軟に対応できるよう工夫が必要。

対応：

- ・設計変更に至らなかった事例をケーススタディとして、設計変更に必要なポイントを合理的に整理し、考え方等の解説を加えて掲載することにより、受発注者間で認識を共有。
- ・発注者は、通常設計変更の対象としない任意の施工方法等について、特殊な現場等において積算と施工の費用乖離が生じる可能性がある場合は、あらかじめ受注後の協議対象とすることを

設計図書に明示するなどの配慮をする必要があることを明記。

(3) 使いやすさの向上

⇒文章構成の見直し、事例の検索性向上

課題：

- ・より使いやすいガイドラインとするため、長文で結論が分かりづらい記載の修正、各所に点在・重複する記載の集約等が必要。

対応：

- ・ポイントを押さえつつ全体的な構成、記載内容の見直し。
- ・掲載事例の選別（類似事例の集約）及び個別事例ごとにキーワードを追加し、検索機能を付加した一覧表を別途整理。

3. 改定ガイドラインの概要

前述の課題と対応を踏まえつつ、工期設定ガイドラインとの整合を図り、改定ガイドラインには、『的確な条件明示の重要性』、『適正な工期設定の重要性』、『品質確保調整会議とそこでの受発注者間の合意事項に基づいた契約変更の確実な実施の必要性』、『適用範囲』、『設計変更を行うための主なポイント』などを新たに明記した。

また、構成は使いやすさの向上を踏まえて見直しを行い、従前の5編構成から、「Ⅰ本編」、「Ⅱ設計変更の事例」、「Ⅲ参考資料」の3編構成で整理した（図-1）。

「Ⅰ本編」は、設計変更における基本事項や留意事項のほか、設計変更を行うためのポイントや契約条項ごとの解説など、基本的な考え方を記載。また、本ガイドラインは、港湾建設業全体の担い手の育成・確保にも資することから、その適用範囲については、工期設定ガイドラインにない、地方公共団体及び民間事業者の発注する港湾工事においても準用することを推奨した。

「Ⅱ設計変更の事例」は、実際に行った設計変更の代表的な事例を契約書条項ごとに再整理した。

I 本編			
1. 策定の目的 ◆適切な設計変更の必要性 ◆ガイドライン策定の目的 ◆適用範囲	4. 設計変更の考え方 (1)設計変更が可能なケースと不可能なケース (2)設計変更を行うための主なポイント (3)工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方 ①契約書第 8条：特許権等の使用 ②契約書第15条：支給材料及び貨物 ③契約書第17条：設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等 ④契約書第18条：条件変更等(第1項第一～五号) ⑤契約書第19条：設計図書の変更 ⑥契約書第20条：工事の中止 ⑦契約書第22条：工期の延長(受注者請求) ⑧契約書第23条：工期の短縮等(発注者請求) ⑨契約書第26条：買金・物価変動による請負代金額の変更 ⑩契約書第27条：臨機の措置 ⑪契約書第28条：一般的損害 ⑫契約書第30条：不可抗力による損害 ⑬契約書第34条：部分使用 (4)「設計図書の照査」の基本的な考え方	5. 契約変更の取り扱い (重要な変更・軽微な変更) ○重要な変更 ○軽微な変更	
2. 設計変更の基本事項 ○用語の定義 ○設計変更に関する主な条項	6. 設計変更にかかわる資料の作成 (1)設計照査と内容確認 (2)設計変更に必要な資料作成	7. 条件明示 ○条件明示事項	
3. 設計変更の留意事項 (1)発注者の留意事項 (2)受注者の留意事項 (3)受発注者共通の留意事項 (4)先行指示書への概算額の記載 (5)指定・任意の使い分け (6)入札・契約時の契約図書等の疑義の解決			
II 設計変更の事例			
○各契約書条項ごとの設計変更事例の一覧表及び個票 1.契約書第 8条 2.契約書第15条 3.契約書第18条 4.契約書第19条 5.契約書第20条 6.契約書第22条 7.契約書第26条 8.契約書第27条 9.契約書第30条 10.共通仕様書1-1-3	<th colspan="2">III 参考資料</th>	III 参考資料	
	1. 設計変更に関する質問・回答集 (1)「条件変更等」の考え方<問1～14> (2)「工事一時中止」の考え方<問15> (3)「スライド条項」の考え方<問16> (4)「臨機の措置」の考え方<問17> (5)設計変更を伴う試行工事について<問18>	3. 設計図書への位置づけ ○本ガイドラインの設計図書への明示	
	2. 受発注者のコミュニケーション (1)品質確保調整会議 (2)三者連絡会 (3)三者会議 (4)クイックレスポンス (5)設計変更協議会	4. 工事請負契約書 (1)契約書第 8条 (8)契約書第23条 (2)契約書第15条 (9)契約書第26条 (3)契約書第17条 (10)契約書第27条 (4)契約書第18条 (11)契約書第28条 (5)契約書第19条 (12)契約書第30条 (6)契約書第20条 (13)契約書第34条 (7)契約書第22条	
		5. 設計変更の一覧表(HP参照) ○説明とHP掲載場所の紹介	

図-1 「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」の概要

「Ⅲ参考資料」は、設計変更に至らなかった事例の考え方を含めた設計変更に関する質問回答集や品質確保調整会議等の受発注者間のコミュニケーション、該当する契約書条項の原文のほか、検索性向上のために別途 Excel データ一覧表を掲載した。

4. 改定ガイドラインのポイント

以下に、今回の改定の要点を記す。

(1) 受発注者間の十分な協議と合意事項に基づいた契約変更の実施

ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。現場ごとにそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ契約変更することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、ガイドラインの活用と併せて、品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議し、その結果に基

づいて設計変更の可否を判断することが重要。

(2) 的確な条件明示

発注者は、設計図書への施工条件等の的確な明示及び適正な工期設定を行うとともに、受注者から設計変更の申し出があった際は、過去に前例がないことのみを以て設計変更を認めない理由とせず十分に協議を行うことが重要。

また、積算と施工の費用乖離が常態化している場合は、無用な設計変更が生じないように当初発注時の施工条件や積算計上方法を見直すことが重要である。また、通常設計変更の対象としない任意の施工方法等についても、特殊な現場などにおいて積算と施工の費用乖離が生じる可能性がある場合は、あらかじめ受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮も必要。

(3) 合理的な根拠の整理

受注者は、当初想定されていた施工方法等に変更が生じた場合、契約書第1条第3項に規定される「自主施工の原則」を踏まえ、設計図書に示された施工条件と実際の現場が異なること及び受注

者の提案する施工方法等が合理的であることの根拠を以て協議に臨むことが重要。

(4) 基本事項の確実な実施

設計変更にあたっては、受発注者双方において「施工前協議の徹底」、「口頭だけではなく書面による協議」、「品質確保調整会議の確実な実施による双方の合意形成」などが必要。

5. その他の取組

前章で記した「(2)的確な条件明示」については、特記仕様書による条件明示のほか、入札公告から契約後までの間に、以下の取組を実施している(図-2)。

- ① 入札公告における「施工条件チェックリスト」※の明示
 ※発注者が想定する施工条件等を網羅的に確認できる参考資料
- ② 契約後における発注者が想定する工事工程表の速やかな開示
 また、「港湾・空港工事のあり方検討会」にお

ける意見を踏まえ、「契約前の概略工程表の開示」を試行しており、結果を踏まえつつ、引き続き検証を行う予定である。

6. おわりに

工期の適正化や現場の処遇改善等、働き方改革の推進に向けて、特殊な条件下にある港湾工事においては現状不一致や予見できない事態に対する適切な設計変更が重要である。

適切な設計変更には受発注者相互の理解と協力が不可欠であり、受発注者間の協議において、設計変更を行うための主なポイントや設計変更事例等を掲載した本ガイドラインの有効活用が期待される。

今後も、本ガイドラインが円滑かつ適切な契約変更の一助として有効活用されるよう、国が発注する港湾工事の関係者に限らず、港湾管理者や民間企業を含む関係者にも幅広く周知していくとともに、本ガイドラインの実効性を更に高めるために、引き続き事例等を収集し、適時適切にガイドラインの見直しを行っていく所存である。

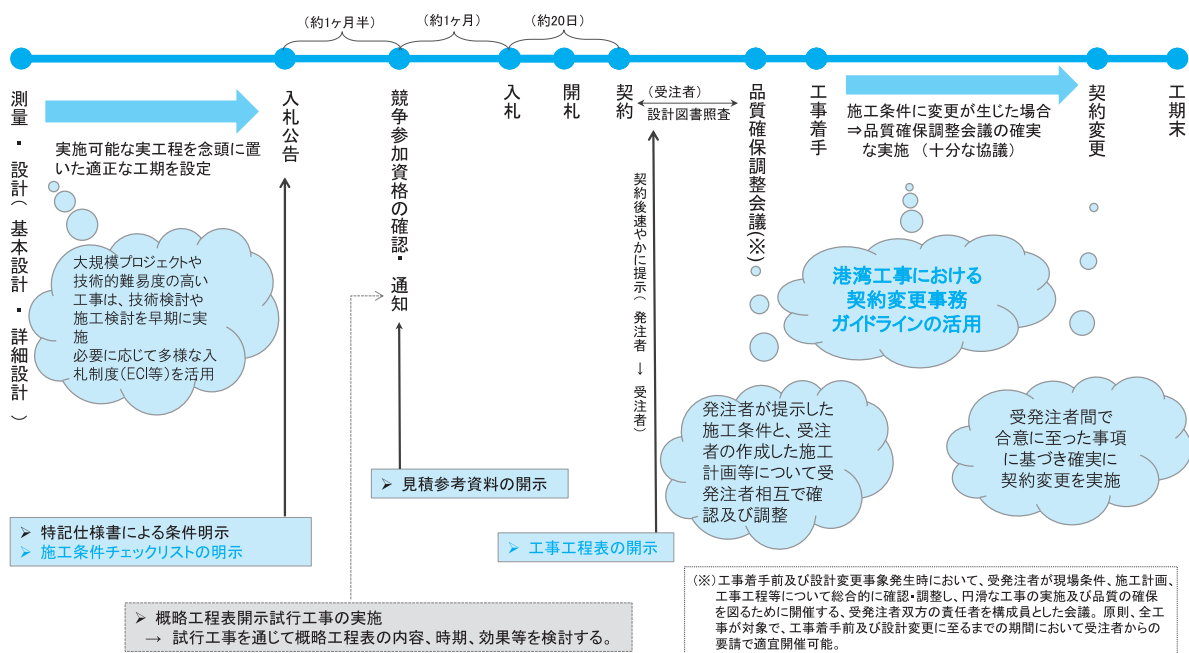


図-2 入札公告から契約後までの取組と本ガイドラインの位置付け